

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、令和5年（2023）4月現在、国指定・登録等文化財が30件、県指定文化財が12件、市指定文化財が58件、計100件所在しており、市内各地に広範にわたって点在しています。これらの文化財は、文化財保護法、長野県文化財保護条例、塩尻市文化財保護条例に基づき、所有者や管理者へ適切な保存・管理に関する指導や助言を行う体制で保存・活用を進めています。

その文化財保護の指針となる「塩尻市文化財保存活用地域計画」を策定（令和5年（2023）7月認定）し、多様な人や組織が協働しながら、文化財の保存・活用を実効性高く進めることを目指し、各種施策（措置）を推進しています。

これまで実施してきた文化財調査には、塩尻市誌、村誌編さんに伴う市域全体を対象とした総合的な把握調査、県、市で実施した類型ごとの調査、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた町並み保存対策調査、文化財の修理に伴う調査、開発行為等に伴う埋蔵文化財の発掘調査などがあります。

本市の文化財の中には、文化財として高い価値を持ちながらも、指定等の対象となっていない文化財も少なくありません。また、指定等文化財であっても、市所有の国の重要文化財及び国の登録有形文化財（建造物）では、老朽化が進んでいます。

こうした指定等文化財の維持管理は、所有者・管理者により行われており、文化財の状況を把握するための取組みとして、県文化財パトロール員による、定期的な巡視を行っています。このような文化財を適切に保存修理、修景、維持管理していくためには、保存活用計画を策定し、それに基づき実施していくことが望まれますが、その作成は一部の指定等文化財にとどまっています。

本市の文化財を守り伝えていくためには、その文化財がこういったもので、どのような価値を有しているのかを認知し、理解を深めていくことが重要です。しかし、指定文化財の中には、公開が行われておらず、その価値を市民と共有できる状態にないものもあります。文化財関連施設では、文化財の展示や調査研究の成果を公開していますが、それぞれの館が単独で事業を実施していることが多く、文化財関連施設同士のネットワークを生かした公開ができていません。また、文化財関連施設の中には、施設の老朽化や展示の陳腐化が否めないものがみられます。来訪者の文化財への理解促進のために、各地に文化財に関する説明板等が整備されていますが、情報の更新が滞っているものがあるだけでなく、説明板等そのものの再整備が必要な箇所もあります。

過去の調査等で把握されている未指定の文化財等一覧

令和5年（2023）4月1日現在

種別等		地 区													合計
		塩尻東	大門	片丘	広丘	吉田	高出	宗賀	北小野	洗馬	槽川	複数 区域	全域	不明	
有形文化財	建 造 物	8	2	6	5	1	2	16	1	15	2	0	0	0	58
	近 代 化 遺 産	14	5	7	4	2	1	22	7	11	45	1	0	1	120
	石 造 物	544	91	510	299	164	90	254	873	855	1004	0	0	0	4684
	美 術 工 芸 品	17	1	59	9	2	1	22	10	21	7	0	3	0	152
無 形 文 化 財		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	15	3	23	6	1	0	31	2	1	7	0	0	40	129
	無形の民俗文化財	14	2	5	4	1	1	7	5	8	7	0	6	0	60
記念物	遺 跡	18	0	10	3	3	0	11	6	6	8	2	2	0	69
	名 勝 地	1	0	1	3	1	0	1	3	2	3	0	1	0	16
	動物、植物、 地 質 鉱 物	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	124	126
文 化 的 景 観		0	1	0	1	0	0	3	0	1	0	0	1	0	7
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化財の保存技術		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	伝 承 ・ 民 話	27	3	32	6	3	0	20	23	28	1	0	1	6	150
	方 言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196	0	196
合 計		658	108	653	342	178	95	387	930	948	1085	3	211	171	5769

※本一覧表は市誌や各種調査報告書に掲載されている文化財の件数を合計しているが、各調査は調査の主体や時期が異なるため、重複や減失が発生している可能性がある。

※種別等の区分については、報告書で取り上げられている分類を採用している。

※遺跡は第2節、埋蔵文化財と重複する。

※現在把握されていないものを、「0」として表現している。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理（整備）にあたっては、文化財保護法、長野県文化財保護条例、並びに塩尻市文化財保護条例に基づいた適切な手続きを経て行います。また、その際には、必要に応じて文化庁、長野県教育委員会などの関係機関と連携し、指導・助言を求めます。さらに必要な場合には、塩尻市文化財保護審議会などの組織や専門の有識者等からの意見を聴取しながら、これまでの関連調査等の内容の参照や当該文化財に関する調査研究を十分に行い、史資料等に基づいた真正性の担保された修理（整備）を行います。

市内の指定等文化財の保存・活用については、当該文化財の保存・活用に特に必要な場合には、その経費の一部の補助について実施していきます。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市の文化財関連施設には、古文書室、平出博物館、平出遺跡公園ガイダンス棟、本洗馬歴史の里資料館、古田晃記念館、贄川関所、旧中村邸、木曾漆器館、塩尻短歌館、自然博物館があります。それぞれの施設は、地域の文化財を通じて、歴史や文化を案内する施設として利用されていますが、その中には、劣化や陳腐化が進んでいるものもあることから、改修整備を行い展示の充実を図ります。文化財の収蔵・管理及び保存・研究環境の充実と、市民や来訪者に系統のかつ分かりやすい展示紹介のできる施設として、また、施設そのものも塩尻らしく魅力的なものであるよう整備を進めていきます。

本市の平出博物館は、建設から 50 年以上経過し、施設の老朽化と狭隘化が深刻となり、さらに、現在の建物の立地位置が土砂災害警戒区域にあたるため、現位置からの移転等が避けられない状況にあります。令和 3 年（2021）に「新平出博物館基本構想」を、それを受けて、令和 5 年（2023）に「新平出博物館基本計画」を策定し、市内の基幹博物館として、地域の歴史文化の拠点となる施設として整備を検討していきます。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

それぞれの文化財及び歴史的価値の高い建造物等が所在する周辺地域については、文化財を核としてその周辺環境を一体的に保存するために、都市計画法による区域区分により無秩序な宅地化などを抑制し、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により伝統行事が行われる背景としての田園風景を守り続けるなど、関係法令を組み合わせる取り組みます。また、それぞれの文化財の周知や意識向上を図るために必要な案内板・説明板を整備していきます。特に贄

川、平沢並びに奈良井の櫓川地域では、市町村合併前に木曽広域連合が策定した広域サインと整合を図りながら整備を進めていきます。また、周辺環境と調和のとれた舗装、歩道、側溝、街灯等の整備を進めることにより、文化財の周辺環境の保全を良好に図ります。

（５）文化財の防災に関する方針

建造物や有形文化財等の防火・耐震、盗難や毀損等に対する防犯対策のために、防犯カメラなどの必要な設備の設置や更新を行い、特に指定等文化財やその周辺で防災設備の整備を行うときには、周囲の景観に調和するような修景的手法により整備を行います。また、事前にハザードマップを確認することや、日常的に文化財の点検・確認を行うことで、盗難や毀損等を早期に認知し報告できるように、また、災害等発生時には速やかに適切な対応が行われるように、防災訓練を行います。また、重要伝統的建造物群保存地区で防災無線を放送します。

防災・防犯意識の向上として、所有者・管理者の意識向上のために啓発を行います。重要文化財所有者及び重要伝統的建造物群保存地区の町並み保存会にはそれぞれ、毎年１月２６日の文化財防火デーに合わせて、ポスターを配布することで防災意識の啓発を図るほか、所有者と消防署による定期的な消火訓練を実施していきます。関係機関との連携強化として、所有者、管理者、地域住民、消防、警察との連携体制を強化します。

日頃から、文化財関係者と良好な信頼関係を醸成し、大雨や大雪時等の異常気象への対応や被災時、あるいは非常時には、緊密に相互連携をし、防災防犯の観点から求められる即応的な関係構築が円滑に進むように努めます。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発については、文化財の価値と魅力をしっかりと伝えられるよう、それぞれの展示施設や関係機関において、パンフレットの作成や、企画展等の開催、講座・講演会を積極的に実施します。指定等文化財の情報を観光部局に提供し、観光資源としての活用が進むように連携していきます。また、文化財を歩いて回れるウォーキングマップを市役所市民窓口や市内各所の図書館分館などで配布するなど、多くの人の手元に届くようにし、身近な文化財として親しまれるよう努めます。

また、老朽化したものや内容等に変更が生じたそれぞれの文化財説明板について、新設・更新を行っていきます。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

塩尻市には、324箇所所周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。これらの包蔵地内で開発等が行われる場合は、文化財保護法に基づき、開発事業者から届け出を受けるとともに、埋蔵文化財への影響をできるだけ軽減できるよう開発事業者と協議を行い、やむを得ず埋蔵文化財が破壊される範囲について発掘調査を実施し、記録保存を図ります。また、重要な遺構の検出も想定されるため、一層の発掘調査の精度の向上に努めます。

（８）教育委員会等の体制と今後の方針

塩尻市では、文化財保護全般については、伝統的建造物群の整備を含めて文化財課が所管しており、事務職員４名（うち１名は学芸員資格（考古）所持）を配置しています。また、文化財保護のうち、埋蔵文化財及び史跡に関する事務を平出博物館で所管しており、３名（うち２名は学芸員資格（考古）所持）を配置しています。

文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議を行う機関として、塩尻市文化財保護条例に基づき、塩尻市文化財保護審議会を設置しており、７名の委員（専門分野：歴史（近世）１名、歴史（古代・中世）１名、工芸１名、民俗１名、考古１名、建築１名、自然１名）で構成されています。また、塩尻市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき塩尻市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しており、適切な文化財の保存・活用を進めています。

今後は、文化財の保存・活用に関わる多くの関係者が、本市の歴史・文化に対する共通理解のもと、連携しながら良好な文化財の保存・活用を着実に推進できるよう庁内体制を構築し、相互連携を密にしながら、歴史まちづくりを進めていきます。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

塩尻市内には、文化財の保存・活用を行っている団体があり、これらの団体と連携を図りながら、周辺環境を含めた整備を進めます。また、それぞれの団体においても、後継者や指導者不足、運営面におけるさまざまな課題を抱えており、団体間における連携強化などを検討します。主な団体は次のとおりです。

名称	活動エリア	活動概要
阿禮神社総代会	阿禮神社	神社事務全般
阿禮神社例大祭祭典部（各地区）、当番部会	阿禮神社周辺	伝統的祭礼の実施、普及啓発
平出遺跡公園協力会	平出遺跡	文化財保存の推進
平出博物館友の会	平出遺跡	博物館の普及啓発
どんぐりの会	平出遺跡	平出遺跡の普及啓発
小野神社氏子総代会	小野神社	神社事務全般
歴史談会	北小野地区	歴史文化の保存継承
奈良井区観光文化委員会	奈良井地区	町並み保存の推進
奈良井宿観光協会	奈良井地区	観光案内、ガイド育成
木曽漆器工業協同組合	奈良井・平沢地区	木曽漆器の普及啓発
木曽漆器青年部	奈良井・平沢地区	木曽漆器の普及啓発
木曽平沢町並み保存会	平沢地区	町並み保存の推進、ガイド育成及びガイド対応
塩尻伝統的建築保存研究会	塩尻市	伝統的建造物群保存地区における設計技術の研究
しおじり街元気カンパニー	塩尻市	空き家活用

2. 重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内に所在する指定等文化財のうち、建造物、史跡、伝統的建造物群の件数は19件です。その内訳は国指定文化財が堀内家住宅、小野家住宅、史跡平出遺跡、手塚家住宅、旧中村家住宅の5件、国選定重要伝統的建造物群保存地区が塩尻市奈良井、塩尻市木曽平沢の2件、国登録有形文化財が笑亀酒造など3件、市指定文化財が伊夜彦社など9件です。これらの文化財については、文化財保護法、長野県文化財保護条例、並びに塩尻市文化財保護条例に基づく保護がなされており、今後も所有者等と連携を図りながら保存・活用を進めます。

国指定文化財の保存活用(管理)計画については、平出遺跡(昭和52年(1977))、塩尻市奈良井(昭和53年(1978))、塩尻市木曽平沢(平成18年(2006))、小野家住宅(平成18年(2006))が策定済みです。

それぞれの重点区域の中核をなす国指定等文化財の整備状況は次のとおりです。堀内家住宅及び小野家住宅については、半解体修理工事を実施しました。史跡平出遺跡については、平成23年度(2011)まで、史跡平出遺跡環境整備事

業で一部整備をしてあります。重要伝統的建造物群保存地区の塩尻市奈良井では、選定後の昭和 53 年（1978）から、修理・修景事業や防災施設整備事業を行い、今でも整備が継続しています。同じく重要伝統的建造物群保存地区の塩尻市木曾平沢でも、選定後の平成 19 年（2007）から、修理・修景事業や防災施設整備事業を行い、今でも整備が継続しています。

未指定の文化財については、これまでの関連調査等の内容を参照しながら、一定の価値が認められるものについては、新たに文化財として指定等を図ります。建造物については、文化財指定に加えて登録有形文化財への登録推進をし、保護を図ります。

【重点区域における事業】

平出遺跡公園事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

指定文化財修理・維持管理補助事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

歴史資源調査事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理（整備）にあたっては、文化財保護法、長野県文化財保護条例、並びに塩尻市文化財保護条例に基づいた適切な手続きを経て行います。また、その際には、必要に応じて文化庁、長野県教育委員会などの関係機関と連携し、指導・助言を求めます。さらに必要な場合には、塩尻市文化財保護審議会などの組織や専門の有識者等からの意見を聴取しながら、これまでの関連調査等の内容の参照や当該文化財に関する調査研究を十分に行い、史料等に基づいた真正性の担保された修理（整備）を行います。

【重点区域における事業】

重要伝統的建造物群保存地区 保存整備事業（奈良井・木曾平沢）（令和 6 年度～令和 14 年度）

指定文化財修理・維持管理補助事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

既存施設における修繕的な施設維持を行います。

【重点区域における事業】

平出博物館運営事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

それぞれの歴史的風致に調和のとれた環境整備を検討します。また案内板を整備し意識向上を図るとともに、空き家の利活用対策を行っていきます。

【重点区域における事業】

空き家対策事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

案内板等整備事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

無形民俗文化財補助事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

ふれあいのまちづくり事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

檜川地区文化施設運営事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

郷土学習推進事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

国指定等文化財関係者には、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせ、ポスターを配布し、防災意識の啓発を行うほか、重要文化財の民家では、所有者と消防署による消火訓練も実施します。また、建造物や有形文化財等の防犯・防災設備などの設置を所有者に促していきます。

所有者や管理者には、事前にハザードマップを確認することや、チェックリスト等を用いた日常的な文化財の点検・確認を行うようにし、被災や毀損の際の対応マニュアル等の作成を促します。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

関連する複数の文化財や周辺の地域を一体として紹介するマップやパンフレット等を作成するとともに、散策ルートや観光パッケージの提案などを積極的に行います。

また、平出博物館の SNS を利用した情報発信を行い、文化財への理解や四季折々の本市を代表する景観を紹介していきます。

伝統行事等については、市の広報誌やホームページにおいて開催日程などを公開し、市民の来訪を促すとともに、観光客に行事の魅力を発信し、入り込み客数の増加を図ります。また担い手や後継者育成のため、地域教育に注力し、先人たちの功績や地域への理解を深めていきます。

さらに、木曾漆器の一大産地である木曾平沢等では、伝統的産業としての木

曾漆器を、伝統的な生産環境でもある重要伝統的建造物群保存地区（漆工町）と併せて体感できる機会として漆器祭等実施の支援をしていきます。

【重点区域における事業】

無形民俗文化財補助事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

平出博物館運営事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

檜川地区文化施設運営事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

平出遺跡公園事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

重伝建バス運行事業（令和元年度～令和 6 年度）

歴史的資源調査事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

伝統工芸木曾漆器後継者育成補助事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

木曾漆器祭・奈良井宿場祭事業（令和 6 年度～令和 14 年度）

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には、12 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。中でも、「歴史の里ひらいで」における平出遺跡は当該重点区域の過半を占める大きな包蔵地です。これらの包蔵地内で開発等が行われる場合は、文化財保護法に基づき、開発事業者から届け出を受けるとともに、埋蔵文化財への影響をできるだけ軽減できるよう開発事業者と協議を行い、やむを得ず埋蔵文化財が破壊される範囲について発掘調査を実施し、記録保存を図ります。また、平出遺跡からは、史跡として整備済みの当該文化財に関係した重要な遺構の検出も想定されるため、発掘調査の精度の向上に努めます。

【重点区域における事業】

埋蔵文化財保護事業（令和 6 年度～令和 9 年度）

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

本市では伝統産業の後継者育成のための補助金制度があるため、漆器産業に対して支援しています。また、伝統産業事業組合等を通じて、後継者育成にとどまらず、若手担い手による活動や伝統産業の販路拡大、展示出展の支援、原材料確保の観点からのウルシの木の植樹等の促進を進めていきます。

また市指定の無形民俗文化財である鎮神社祭礼にわずかな補助制度があるものの活動を支えるには至らないため、他の歴史的風致に係る活動を支援する制度を検討していきます。また阿禮神社の祭礼の際の囃子の練習場所である公会

所は老朽化が進んでいるため、後継者育成のため明るく活動しやすい環境整備を検討していきます。その他、本市では市民活動サポート機能を、市民交流センターに置いており、市民協働の活動を推進しています。活動団体との連携を図りながら活動をサポートしていきます。

【重点区域における事業】

産地活性化プロジェクト事業（令和6年度～令和14年度）

木曾漆器振興対策事業（令和6年度～令和14年度）

地場産業販路拡大事業（令和6年度～令和14年度）